

令和 年 月 日

保護者等の皆様

京都府立綾部高等学校
校長 一井 育

出席停止届（治癒報告書）について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条により、届出がありました疾患について出席停止を指示しますので、感染症の出席停止期間（裏面）を参考に医師の指示あるいは、規定の日数が経過するまで登校せず家庭で十分療養してください。

なお、下記の「出席停止届（治癒報告書）」は保護者が記入・登校再開の際に担任あるいは保健室に提出してください。

令和 年 月 日

出席停止届（治癒報告書）

生徒氏名	年 組 番 氏名
診断名または理由	
医療機関名と受診日	【受診日 令和 年 月 日 ()】
出席停止期間	令和 年 月 日 () 曜日 () 限 ~ 令和 年 月 日 () 曜日 () 限
発症日が明確な場合 御記入ください	発症日 月 日 () ・ 解熱日 月 日 ()

上記のとおり報告します。

保護者等氏名 _____

感染症の種類と出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則）

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治ゆするまで。
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） 百日ぜき 麻しん（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水とう（水ぼうそう） 咽頭結膜熱 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 解熱した後3日を経過するまで。 耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 発しんが消失するまで。 すべての発しんが痂皮化するまで。 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 上記全ての疾患において、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。 学校医その他の医師において感染のおそれないと認めたとき
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他	病状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認めるまで。

※新型コロナウイルス感染症：発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。